令 和 元 年 ６ 月 ６ 日
平川市告示第８６号

平川市移住支援事業における移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１　平川市は、平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平川市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行う平川市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から平川市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

　当該移住支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第２　移住支援金の金額は、２人以上の世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。また、１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は１８歳未満の者一人につき、令和４年４月１日以降に転入した場合は３０万円、令和５年４月１日以降に転入した場合は１００万円を加算する。

（対象者要件）

第３　申請時において次の（１）の要件を満たし、かつ（２）、（３）又は（４）の要件に該当し、２人以上の世帯の申請をする場合にあっては（５）の要件を満たす申請者を対象とする。

（１）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び(ウ)に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

②　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をし

ていたこと。（ただし、東京２３区内への通勤期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

③　ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　平成３１年４月１日以降に転入したこと。

②　移住支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

③　平川市に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

②　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

③　その他平川市又は青森県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）就職に関する要件

１）一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ）就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

（エ）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

（オ）上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

（カ）当該法人等に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

２）専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。
（ウ）当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
（エ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
（オ）目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
（カ）令和３年３月１６日以降に平川市に転入したこと。

（３） テレワークに関する要件
次に掲げる事項の全てに該当すること。
（ア）所属先企業等からの命令ではなく、自己意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
（イ）デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
（ウ）令和３年３月１６日以降に平川市に転入したこと。

（４）起業に関する要件
１年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（５）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）
次に掲げる事項の全てに該当すること。
（ア）申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
（イ）申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
（ウ）申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、平成３１年４月１日以降に転入したこと。
（エ）申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後３か月以上１年以内であること。
（オ）申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）
第４　移住支援金の申請者は、申請書（第１号様式）、移住先の就業先の就業証明書（第２号様式）及び本人確認書類に加え、第３（１）の要件を満たし、かつ（２）、（３）又は（４）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（５）の要件を満た

すことを証する次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）移住に関する書類

（ア）移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票

（イ）移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類（退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等）

（２）起業に関する書類

（ア）起業支援金交付決定通知の写し

（３）世帯に関する書類

（ア）移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

（４）その他市長が必要とする書類

２　前項の申請の最終期日は当該年度の１２月２８日とする。

（交付決定の通知）

第５　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（第３号様式）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の請求及び交付）

第６　前条の規定により交付決定を受けた者は、交付請求書（第４号様式）を市長に提出して請求するものとする。

２　市長は、前項の請求があった日から起算して３０日以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第７　申請者が補助金の交付決定を受けた後，紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（第５号様式）。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第８　市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書［再交付］（第６号様式）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第９　平川市及び青森県は、平川市移住支援事業及びあおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、平川市移住支援事業及びあおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第１０　市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。

ただし、青森県内での転居については返還を求めないものとするが、青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合は、この限りではない。

（１）全額の返還

（ア）　虚偽の申請等をした場合

（イ）　移住支援金の申請日から３年未満に移住支援金を受給した平川市から県外に転出した場合

（ウ）　（就業の場合のみ該当）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ）　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（２）半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に移住支援金を受給した平川市から県外に転出した場合

（返還の免除）

第１１　移住支援金の交付を受けた者は、前条に規定する返還要件に至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときには、移住支援金返還免除申請書（第７号様式）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を市長に申請することができる。

２　市長は、前項の申請を受理した場合は、県と協議の上、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（第８号様式）または移住支援金返還免除不承認通知書（第９号様式）により、当該申請者に通知する。

（返還請求に係る情報共有）

第１２　平川市は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。

移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から平川市に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

（雑則）

第１３　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、平川市と青森県が協議して定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年４月１３日告示第３９号）
この告示は、令和２年３月２５日から施行する。

附　則（令和２年１１月２０日告示第２１３号）
この告示は、令和２年１１月２０日から施行する。

附　則（令和３年４月１３日告示第７８号）
この告示は、令和３年４月１３日から施行する。

附　則（令和３年５月７日告示第１００号）
この告示は、令和３年５月７日から施行し、令和３年４月２６日から適用する。

附　則（令和３年８月２６日告示第１９３号）
この告示は、令和３年８月２６日から施行する。

附　則（令和４年５月１７日告示第９５号）
この告示は、令和４年５月１７日から施行し、令和４年４月６日から適用する。

附　則（令和５年４月２８日告示第１０３号）
この告示は、令和５年４月２８日から施行し、令和５年４月１日から適用する。